

別表六の二(十七)

「27」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除に関する明細書		連 結 事 業 年 度	・ ・ ・ ・	法人名	()					
各 連 結 法 人 税 額 に お け る 計 算	個 別 所 得 金 額 (個別所得金額がない場合は0)	1	円	各 連 結 法 人 税 額 基 準 額 に お け る 計 算	調整前連結税額基準額 $(24) \times \frac{(1)}{(22)}$	15	円			
	調整前連結税額の個別帰属額 $(23) \times \frac{(1)}{(21)}$	2			個 別 帰 属 額 基 準 額 $(2) \times \frac{5}{100}$	16				
	特定寄附金の額の合計額 (28の計)	3			法 人 税 額 基 準 額 (15)と(16)のうち少ない金額)	17				
	税 額 控 除 基 準 額 $(3) \times \frac{20}{100}$	4			当 期 税 額 控 除 可 能 額 (14)と(17)のうち少ない金額)	18				
	(別表一の二(一)「5」+「7」)、(別表一の二(二)「5」+「7」)又は(別表一の二(三)「5」+「7」)のうち帰せられる金額	5			外	調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 $(26) \times \frac{(18)}{(25)}$		19		
	連結親法人が中小連結親法人以外の場合の調整前個別帰属法人税額 (別表六の二(十七)付表「21」)	6			各 連 結 法 人	法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 個 別 帰 属 額 (18) - (19)		20		
	連結親法人が中小連結親法人の場合の調整前個別帰属法人税額 (別表六の二(十七)付表「22」)	7				連 結 所 得 の 金 額 (別表四の二「56の①」)		21		
	仮 計 (5)と(6)又は(7)のうち多い金額)	8				特 定 寄 附 金 を 支 出 し た 各 連 結 法 人 の 個 別 所 得 金 額 の 合 計 額 (適用連結法人の(1)の合計)		22		
	控除対象個別帰属調整額等	9				調 整 前 連 結 税 額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」)		23		
	住民税額控除額の計算の基礎となる法人税額 (8) - (9) (5) > ((8) - (9))の場合は(5))	10				計 算		認 定 地 方 公 共 団 体 の 寄 附 活 用 事 業 に 関 連 す る 寄 附 を し た 場 合 の 法 人 税 額 の 特 別 控 除 を 適 用 し て い る 場 合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の15の3第1項」 ② 「区分番号」欄：「10572」 ③ 「適用額」欄：「27」欄の金額		
	住 民 税 額 控 除 額 $(10) \times \frac{2.58 \text{又は} 1.4}{100}$	11								
	差引税額控除基準額残額 (4) - (11)	12								
	特 定 寄 附 金 基 準 額 $(3) \times \frac{10}{100}$	13							調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 (別表六の二(二十五)「7の⑩」)	26
	税 額 控 除 限 度 額 (12)と(13)のうち少ない金額)	14							法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 合 計 額 (25) - (26)	27
各 連 結 法 人 に お け る 特 定 寄 附 金 に 関 す る 明 細										
寄 附 し た 年 月 日	寄 附 先	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の内容					特 定 寄 附 金 の 額			
・	・						28			
・	・						円			
・	・									
計										

別表六の二(十七) 平三十・四・一以後終了連結事業年度分